

令和 7 (2025) 年度 柏崎市介護夜勤対応者補助金のお知らせ

柏崎市福祉保健部介護高齢課

この補助金は、介護夜勤対応者の処遇改善の推進によって夜勤対応可能者の確保と離職防止を図るため、市内介護事業者が夜勤手当を増額する場合に、その手当を予算の範囲内で補助するものです。
令和元(2019)年から開始し、今年度も継続して補助を行います。

1 補助金の概要 ※令和 6 (2024) 年度からの変更なし

◆当補助金における用語の定義	
夜勤	・ 午後 10 時から翌日午前 5 時までの 7 時間の時間帯を含む勤務
夜勤手当	・ 前述の時間帯を含む勤務について、事業者が定める給与に関する規程に規定する手当であり、介護職員に対し支給するもの (※宿直員等、直接介護に携わらない職員は除く)

◆対象となるサービス（施設・事業所）	
・ 介護老人福祉施設	・ 特定施設入居者生活介護
・ 地域密着型介護老人福祉施設	・ 小規模多機能型居宅介護
・ 短期入所生活介護	・ 看護小規模多機能型居宅介護
・ 介護老人保健施設	・ 認知症対応型共同生活介護
・ 短期入所療養介護	・ 養護老人ホーム

◆補助対象者
・ 柏崎市内に所在する上記の施設・事業所を運営する事業者

◆交付の要件
前年度に当該補助金の交付を受けた事業者が申請する場合 今年度と初めて交付を受けた年度の前年度末の夜勤手当を比較して増額していること。 ※今年度の夜勤手当が前年度と同額の場合も対象となる。
今年度初めて当該補助金を申請する場合 今年度と前年度末の夜勤手当を比較して増額していること。

◆対象経費及び補助上限額	
・ 対象経費：夜勤（午後 10 時から翌日午前 5 時までの 7 時間）に対する手当支給額 ・ 補助上限額：1 時間当たり 200 円（夜勤者 1 人当たり）	
夜勤時間帯を通じて職員の交代がない事業所（2 交代制）	➢ 夜勤者 1 人当たり上限：1,400 円 （7 時間勤務×1 時間上限 200 円）
夜勤時間帯を複数の職員が交代で勤務する事業所（3 交代制）	➢ 夜勤者 1 人 1 時間当たり上限：200 円 （交代者の通算で 7 時間勤務、通算上限：1,400 円）

詳しい申請方法は裏面をご覧ください

2 補助金交付に係る各種申請方法 ※令和6(2024)年度からの変更なし

(1) 柏崎市に申請	
申請期限	夜勤手当増額後、介護職員が夜勤に最初に従事した日から30日以内 ※令和6(2024)年度から継続して申請する場合は、介護職員が最初に従事した日から30日以内
提出書類	①柏崎市介護夜勤対応者補助金交付申請書(第1号様式) ②添付書類 ・夜勤対応者配置状況表 ・令和6(2024)年度 未申請の事業者の場合 令和6(2024)年度末時点の夜勤手当を定めた給与規程と夜勤手当増額決定後の同規程(これ以外で定めている場合は、その内容を示す書類) ※夜勤手当額の規定箇所が分かるよう、マーカー等に表示 ・令和6(2024)年度から継続して申請する事業者の場合 今年度の手当額を昨年度から維持する場合…それを証明する夜勤手当額証明書等 今年度の手当額が昨年度と変わる場合…変更後の夜勤手当を定めた給与規程 ※交付を受けた初年度の前年度末時点の夜勤手当を定めた給与規程は提出不要

↓

申請後	柏崎市から交付決定を受ける
-----	---------------

【申請後に夜勤手当額の改定等で交付決定額に変更が生じる場合】
柏崎市介護夜勤対応者補助金変更交付申請書(第4号様式)を速やかに提出

↓

(2) 柏崎市に補助金の請求	
請求期限	第1期(4~6月分)、第2期(7~9月分)、第3期(10~12月分)の各期終了後 ※第4期(1~3月分)は、下記(3)実績報告により請求
提出書類	①柏崎市介護夜勤対応者補助金実績表兼請求書(第3号様式) ②添付書類 ・介護夜勤対応者補助金 実績表 ・介護夜勤対応者補助金 月別実績表

↓

請求後	各四半期分の請求日から30日以内に補助金交付を受ける(第1~3期分)
-----	------------------------------------

↓

(3) 柏崎市に実績報告 及び 第4期(1~3月分)の請求	
報告・請求期限	当該年度末日まで
提出書類	①柏崎市介護夜勤対応者補助金実績報告書(第5号様式) ②添付書類 ・夜勤対応者配置状況表 ・介護夜勤対応者補助金 実績表 ・介護夜勤対応者補助金 月別実績表

↓

実績報告後	柏崎市から補助金交付額の確定通知を受ける 確定日から30日以内に4期(1~3月分)の補助金交付を受ける
-------	--